



佐賀県公報

平成 20 年
8 月 29 日
(金曜日)
号外第 2 号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

訓 令 甲

◎佐賀県立みどり園の保育の業務に直接従事する職員の週休日等に
関する規程の一部改正

(二二・母子保健福祉課) 一

○ 訓 令 甲

◎佐賀県訓令甲第十二号

健康福祉本部

佐賀県立みどり園

佐賀県立みどり園の保育の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程

(平成元年佐賀県訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年八月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

第三条第一項の表のBの項中、「十六時三十分」を「十六時」に、「一時十五分」を「零時四十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年九月一日から施行する。

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年八月二十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社